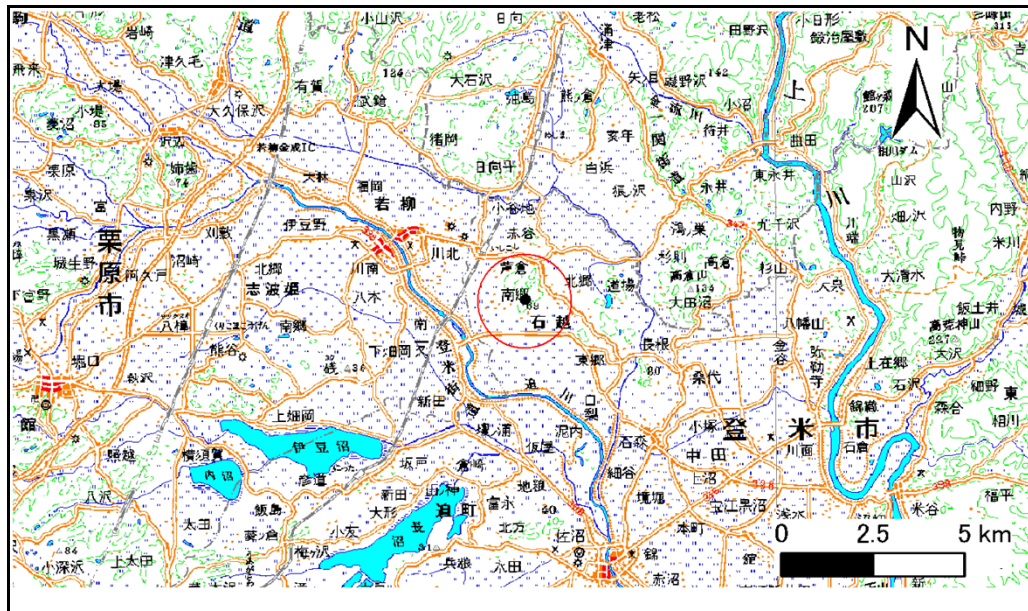


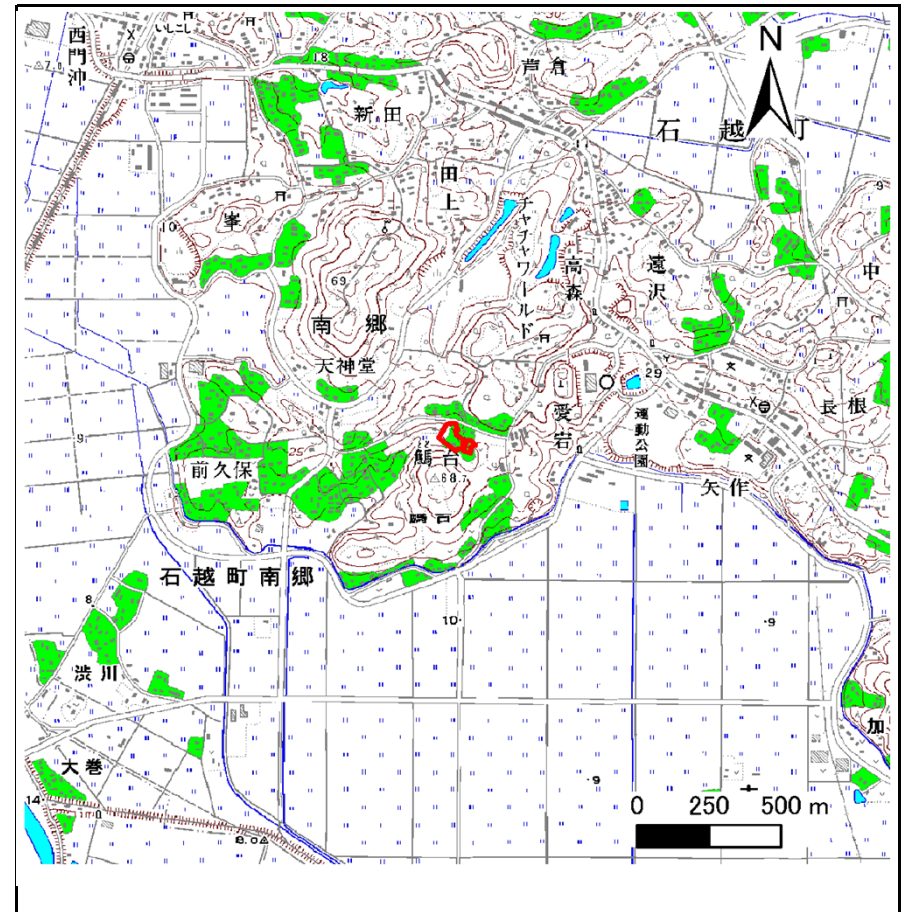
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0634(1311000634)
箇所名	とど台の2
所在地	登米市石越町南郷字鱒台
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情複、第11号)

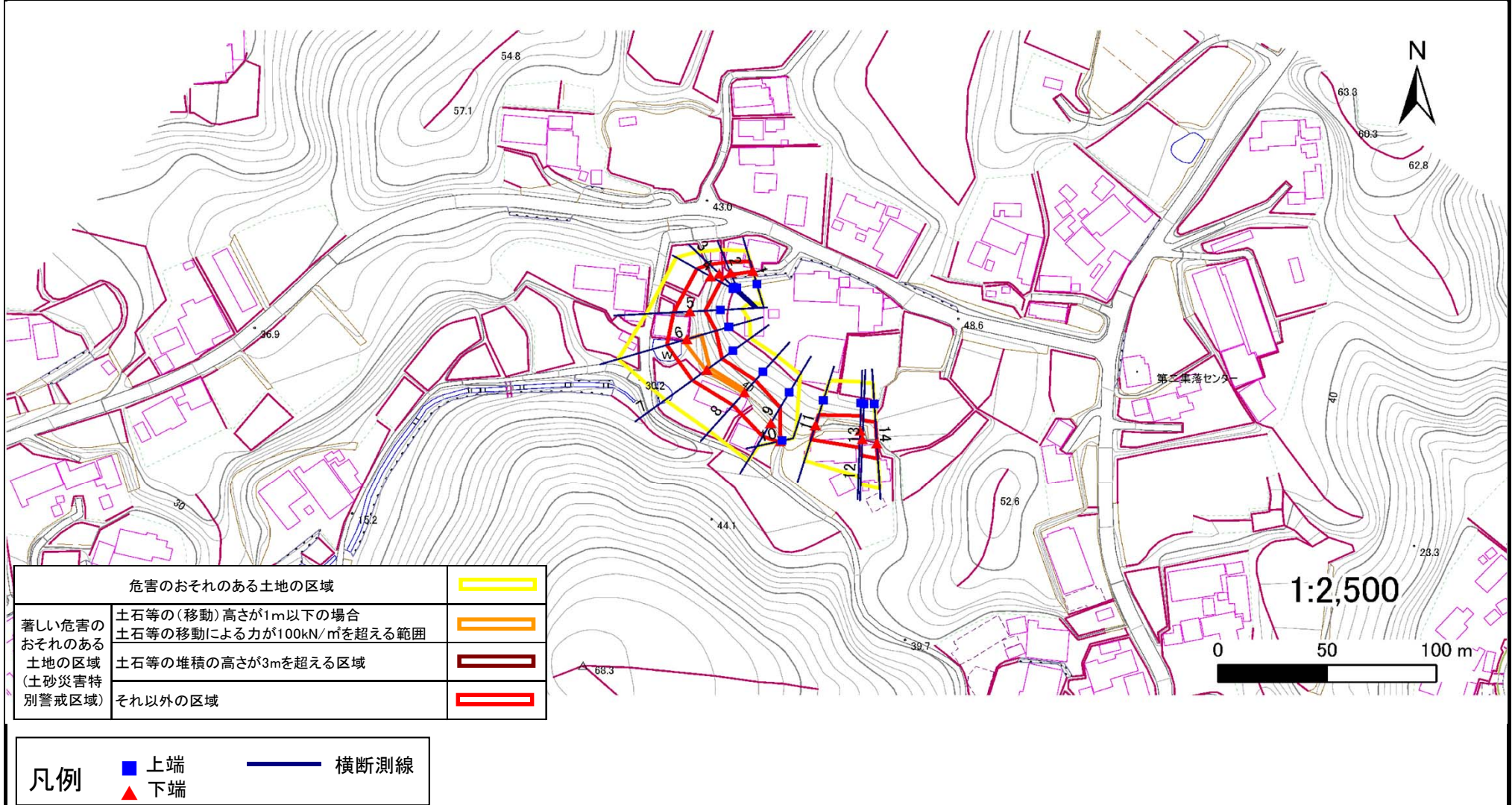
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成23年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0634(1311000634)	箇所名	とど台の2	所在地	登米市石越町南郷字鱒台
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	-------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0634(1311000634)	箇所名	とど台の2	所在地	登米市石越町南郷字鱒台
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	-------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	67.4	1.0	-	-	8.8	1.8	~								
2 ~ 3	-	-	78.6	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
3 ~ 4	-	-	90.8	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
4 ~ 5	-	-	96.4	1.0	-	-	10.8	2.2	~								
5 ~ 6	-	-	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
6 ~ 7	126.1	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
7 ~ 8	107.2	1.0	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
8 ~ 9	-	-	100.0	1.0	-	-	12.2	2.4	~								
9 ~ 10	-	-	93.1	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
11 ~ 12	-	-	100.0	1.0	-	-	11.4	2.3	~								
12 ~ 13	-	-	100.0	1.0	-	-	11.4	2.3	~								
13 ~ 14	-	-	98.3	1.0	-	-	10.4	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								